

令和2年10月27日

各位

神奈川県労働局総務部  
労働保険徴収課長

労働保険の適用促進に係る広報用リーフレットの配布について

日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）は、原則として、労働者を一人でも雇用している事業場は適用事業となり、その事業主は加入手続きを行う必要がありますが、小規模事業を中心になお未手続事業が存在しております。

そのため、厚生労働省としては、年間を通じた「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付け、その解消を図るため、今年度においても11月を「労働保険適用促進強化月間」と定め、全国において適用促進活動を展開しているところです。

神奈川県労働局といたしましても、労働保険制度のより一層の理解及び周知を図り、年間を通じた啓発を行うことを目的として広報用リーフレットを作成いたしましたので、厚生労働省並びに当労働局における広報活動の趣旨をご理解いただき、リーフレットの配架をお願いしたく、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴団体で発行されております「機関誌（紙）」等に別添「広報原稿」の記事の掲載が可能でしたら掲載していただけますよう併せてお願いいたします。

事務担当：労働保険徴収課適用第三係  
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2  
TEL 045-650-2865  
FAX 045-650-2806

# 急な雨でも、 従業員を守る。



正社員、パート、アルバイト。  
雇用形態に関わらず、  
ひとりでも雇っている場合、  
事業主は労働保険の手続きを  
行う義務があります。  
忘れずに労働保険の手続きを。

転ばぬ先の傘。

## 労働保険

労災保険

+

雇用保険

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK!

事業主の皆様へ

# 働く皆さんのために、 労働保険には必ず加入しましょう。

「労働保険」とは、**労災保険（労働者災害補償保険）**と**雇用保険**を総称したものです。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の加入義務の有無などをご確認の上、

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

## 労災保険



労働者が仕事（業務）や通勤が原因で  
負傷した場合、また、病気になった場合  
や不幸にもお亡くなりになった場合に、  
被災労働者やご遺族を保護するための  
給付等を行っています。

## 雇用保険



労働者が失業した場合や働き続ける  
ことが困難になった場合、また、自ら  
教育訓練を受けた場合に、生活・雇  
用の安定と就職の促進を図るための  
給付等を行っています。

## 加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。

正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、  
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。  
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

## 労働者とは？

労働者とは、職業の種類に関わらず、事業に使用される者で、  
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

☝ **労災保険**は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

☝ **雇用保険**は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

## 労働保険に加入していないと・・・

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署またはハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

24時間、365日  
いつでもOK!

労働保険

